個人情報の取扱いについて

- 1 借受人(貸渡契約の申込をしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「借受人」、「運転者」という)は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 貸應正作成等、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日、以下「基本通達」という)に基づくレンカー事業者の義務を履行するため。
 - (2) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うため。
 - (3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社に置いて取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝正帰物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は連転者にご案内するため
 - (4) 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を続け的に集計、分析し、個人を識別、特定できない状態に加工した続けデータを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、予めその利用目的を明示して行います。
- 3 借受人及び動産者は、当社が下記に示した範囲において借受人及び動産者の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、借受人及び重症者は当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることができます。
 - (1) 提供内容:利用車種クラス、使用目的、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び連話者の氏名・住所等の個人情報。
 - (2) マイネッツでご利用の場合の、提供先及びその利用目的:

提供先	提供先の利用目的
トヨタ自動車株式会社	借受人又は重話者に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行う
	ため
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と	借受人又は重強者に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策検討等の参考にする目的で、
情報提供契約を締結した者	レンタカーを借受した動機など、あるいは当社のお客様対応についてアンケート調査を実施する
	ため

(3) GR ガレージさいたま中央(おもしろレンタカーさいたま中央店)でご利用の場合の提供先及びその利用目的:

提供先	提供先の利用目的
株式会社花車(おもしろレンタカー本部)	おもしろレンタカー本部の事業における商品、サービス等についての情報を提供する等、おもしろレンタカー本部の営業に関する案内をするため おもしろレンタカー本部に事業における商品の企画、開発又はお客様満足度向上策等の検討のた
	め、アンケート調査を実施するため。
株式会社花車及び株式会社花車と 業務委託契約および業務起携契約を締結した者	当社の事業において業務委託する会社および業務提携する会社に情報提供することで借受人がサービス、商品を享受するため。
	当社に事業において業務委託する会社および業務提携する会社の商品、サービス等の営業に関する条件を行うため。
株式会社花車とフランチャイズ契約を締結した レンタカーFC会社	レンタカー事業における商品、サービス等についての情報をスムーズに提供することを目的とし、おもしろレンタカー本部と個人情報を共同利用するため。おもしろレンタカー本部およびレンタカー F C会社の営業に関する案内を実施するため。
	レンタカー事業における商品の企画、開発又はお客様満足度向上策等の検討のため、アンケート調査を実施するため。

- 4 個人情報の登録及び利用の同意借受人又は難述者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は難述者の氏名、生年月日、連述免許証番号を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない、期間登録されること並びにその情報が計団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会ならびにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
- 5 当社は、個人情報の取扱について、プライバシーポリシーにより公表します。URL https://mynetz.jp

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

当社はこの約款及び約款の細則(以下あわせて「約款等」といいます。)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、 借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借受けるものとします。なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。2、当社は、 約款等の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込)

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。2、当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。第3条(予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。 第4条(予約の取消等)

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。2、借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。3、借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。4、当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。4、当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。5、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。6、借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件(以下「条件」という)に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。2、当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡すことが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し込むことができるものとします。3、借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。2の場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。4、借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う提携会社(以下「代行者」) において予約の申込をすることができます。2、前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条 (貸度契約の締結)

借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。 2、運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。 3、当社は、基本通達の2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条に規定する貸渡正に運転者の氏名・住所・運転免許へ種類及び運転免許証(注1)の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。(注1)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証、又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カードをいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証は、運転免許証に準じます。なお、免許情報記録個人番号カードを提示された場合に、その者の特定免許情報が確認されないときは貸渡をお断りします。4、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。5、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、でします。6、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。7、8、当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。第8条(貸渡拒絶)

当社は、借受人又は重視者が次の各号に該当する場合には、貸度契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1)レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。(2)酒気を帯びていると認められるとき。(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。(4)チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。(5)第25条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全し協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店間で共有する貸渡主意者リスト(以下「貸废主意者リスト」という)に登録されているとき。(6)指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。(7)当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理が範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。(8)風説を流布し、又は場計者しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。(9)予約に際して定めた運転者と貸度契約締む時の運転者とが異なるとき。(10)過去の貸渡において、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。(11)過去の貸渡において、第16条各号に掲げる行為があったとき。(12)過去の貸渡(他のレンタカー事業者による貸渡を含みます。)において、第24条第1項に掲げる行為があったとき。(13)過去の貸渡において、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。(14)別に明示する条件を満たしていないとき。(15)約款及び細則に違反する行為があったとき。(16)その他、当社が下適当と認めたとき 2、前項にかかからず、次の各号の場合にも、当社は貸度契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。(1)貸渡しできるレンタカーがないとき。(2)借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。3、前2項に基づき当社が貸度契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。2、前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。 第10条(貸渡料金)

貸度契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。2、貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。(1)基本料金(2)免責補償料(3)特別装備料(4)ワンウェイ料金(5)燃料代(6)月頃ご車料(7)その他の料金 3、基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。4、当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第11条(借受条件の変更)

借受人は、貸度契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条 (点検整備等)

当社は、道路軍送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。2、借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第13条 (貸度証の交付・携行等)

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡正を書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)により借受人に交付するものとします。2、借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡正を携う(電磁的記録による携行を含みます。)しなければならないものとします。3、借受人又は運転者は、貸渡正を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使 用

第14条(借受人の管理責任など)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。 2、借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。 3、当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします。 4、借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は動産者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路軍送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。(1)当社の承諾及び道路軍送去に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。(2)レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。(3)レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。(4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。(5)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。(6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。(7)当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。(8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。(9)その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。第17条(違法駐車)

借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。2、当社は、警察からレンタカーの違法財車の連絡を受けたときは、借受人又は重転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は重転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。3、当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領以証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は重転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は重転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず資度契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。4、約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び資度正等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び資度正等の資料を提出することに同意します。5、借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは重応者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。(1)放置違反金相当額(2)当社が別に定める駐車違反違約金

(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)(3)探索費用及び車両管理費用 6、当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は重転者に返還するものとします。

第18条 (GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS 機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。(1)貸度契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。(2)第24条第1項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸度契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。(3)借受人及び連球者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。2、借受人及び連球者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。第19条(ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転が別か記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。(1)事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。(2)レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。(3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。2、借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。3、借受人及び運転者は、当社の指示なくレンタカーに装着されている機器(ドライブレコーダー)についてその設定の変更や脱着、その他これら一切の操作をすることを禁止することに同意するものとします。

第5章 返 還

第20条(借受人の返還責任)

借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。2、借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第21条 (レンタカーの確認等)

借受人は、当社立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。2、借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運動者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第22条 (レンタカーの返還時期等)

借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い 方の料金を支払うものとします。2、借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間 に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第23条 (レンタカーの返還場所等)

借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。2、借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の最大300%の違約料を支払うものとします。

第24条(レンタカーが返還されなかった場合の措置)

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、車両位置情報システムを利用しレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに(社)全国レンタカー協会への不返還被害報告をする等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。(1)借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。(2)借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。2、前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。3、前項各号の場合、当社は、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は動活の家族、親族、勤務先等の関係者への間取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。

第25条 (貸渡||韓の登録と利用の合意)

終款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び連転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び連転者の氏名・生年月日・連転免許証番号等を含む客観的な資度事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全レ協システム及び資度注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。(1)借受人又は連転者が、当社の指定する期日までに、第17条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。(2)前条第1項各号に該当したとき。2、終款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び連転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。(1)全レ協システムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。(2)貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第26条 (レンタカーの故障)

借受人又は重活者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに重症を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。 第2.7条(東地)

借受人又は難話者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに連転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。(1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。(3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅帯なく提出すること。(4)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。2、借受人又は連話者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。3、当社は、借受人又は連話者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。4、当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。5、当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

借受人又は動産者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。(1)直ちに最寄の警察に通報すること。(2)直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(3)盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第29条 (使用不能による貸渡契約の終了)

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸度契約は終了するものとします。2、借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸度料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。3、故障等が貸度前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。4、借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸度料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。5、故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸度料金から、貸度から貸度契約の終了までの期間に対応する貸度料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。6、借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外の、かなる請求もできないものとします。

第7章 賠 償 及 び 補 償

第30条(借受人による賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。2、前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は重転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。3、前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」という)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、借受人又は運転者は、そ

の損害を賠償することを要しないものとします。

第31条 (保険)

借受人又は重転者が氷家及び発見に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険糸家の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。(1)対人補償1名につき無制限(自賠責保険を含む)(2)対物補償1事故につき無制限(免責額10万円)(3)車両補償1事故につき時価額まで(免責額10万円)(4)人身傷害補償1名につき5000万円まで

2、保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は重流者の負担とします。3、当社が前項に定める借受人又は重流者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は重流者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。4、第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は重流者の負担とします。5、第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸度料金に含みます。

第8章 解除

第32条(貸度契約の解除)

当社は、借受人又は動産者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第33条 (同意解約)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。2、借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。GRガレージさいたま中央(おもしろレンタカー)の貸渡車両の場合解約手数料={(予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×100%

その他ネッツトヨタ東埼玉の貸渡車両の場合解約手数料= {(予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

第9章 雑 則

第34条(相殺)

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。 第35条(消費税)

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第36条(遅延損害金)

借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による)圏延損害金を支払うものとします。 第37条(代理貸渡事業者)

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合(当該事業者を「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。但し、「個人情報の取扱いについて」、第12条、第16条、第26条乃至第28条(但し、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする)、第39条に関する事項は除くものとします。第38条(準拠法等)

準拠法は、日本法とします。2、邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に当時があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第39条 (重要事項の)情報提供)

当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、 盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。 2、借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第40条(約款等の掲示等)

当社は、約款等を以下のいずわかの方法により借受人に対して示します。①当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)②ウェブサイト等に見やすいように掲載 ③書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)の提示。また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第41条(約款等の変更)

当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の外容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第42条 (管轄裁判所)

、この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則

約款は令和2年2月1日から施行します。

令和 4年 10月 1日一部短丁

令和6年12月 1日ウェブサイト提示

令和7年3月24日一部短打

追記

予約取消料金一覧

期間	取消料金
利用日の7日前	無料
6日~3日前	合計料金の30%
2日~前日	合計料金の50%
乗車日	合料金の100%